

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO.245号 / H25.3.1 発行

～ 会 議 所 の 動 き ～

所得税の確定申告の受付は3月15日(金)まで！
～ 個人事業者の消費税及び地方消費税は4月1日(月)まで～
申告書の提出は加茂商工会議所でも受け付けています。
(印鑑をご持参ください)

納期限までに納付がない場合は延滞税がかかります。

	受付・納期限	口座振替日
所得税	平成25年3月15日(金)	平成25年4月22日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成25年4月1日(月)	平成25年4月24日(水)
贈与税	平成25年3月15日(金)	-

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当 / 滝沢) まで。

加茂発 升酒プロジェクト推進中！ 六角升之助で 美味しいお酒をお楽しみください

木工のまち加茂で匠の技術を生かした加茂商工会議所オリジナル檜の手作り升「加茂六角升之助」を製作しました。ほどよい大きさの六角形の升は片手でも持ちやすく優しい木のぬくもりが伝わり、檜の香りによって日本酒がまるやかで奥深い味に生まれ変わります。

当商工会議所では、「升酒プロジェクト」と称して加茂で升酒を嗜む習慣を広げる取り組みを推進中です。本年1月開催の新年会員事業所の集いでは参加者に進呈いたしましたが、新年度以降も升酒をテーマにしたイベントを計画していますので、ぜひ、ご期待ください。

「加茂六角升之助」は1個2千円(税込)で商工会議所窓口にて販売しています。市内三蔵元の地酒を注ぎ、おいしい升酒を堪能してみませんか？

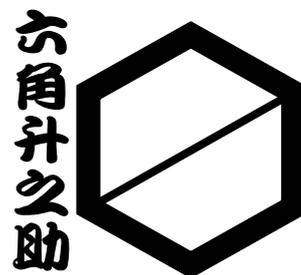
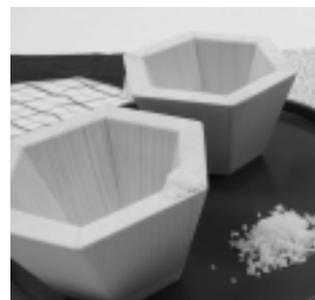
詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当 / 高畑) まで。

第34回新入社員歓迎式典並びに新入社員セミナーのご案内

- ・ 日 時 平成25年4月12日(金) 新入社員歓迎式典 13:30～14:30
新入社員セミナー 14:45～17:00
(ビジネスマナー、基本動作研修等)

・ 参加費 無料(記念品進呈)

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740 (担当 / 山本) まで。



会議所 3月の主な行事予定

4日(月) ・青色申告納税相談(～5日) 9:30～	14日(木) ・県央3会議所正副会頭会議 17:00～
5日(火) ・青色申告納税相談(4日～) 9:30～ ・まちづくり委員会 12:00～	18日(月) ・税務・経営・創業相談会 10:00～ ・県央3会議所役員議員等合同研修会 12:00～
6日(水) ・正副会頭会議 12:00～	29日(火) ・労務・法律相談会 10:00～
12日(火) ・日本政策金融公庫定例相談 10:00～ ・サービス部会役員会 12:00～	27日(水) ・通常議員総会 16:30～
13日(水) ・信用保証協会定例相談 10:00～ ・総務会計委員会 10:30～ ・常議員会 12:00～ ・青年部例会・卒業式 18:30～	

～ 労務管理情報 ～

平成25年度の雇用保険料率～前年度と変更はありません～

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの雇用保険料率は次のとおりです。

事業の種類 \ 負担者	労働者負担	事業主負担	+ 雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740 (担当/滝沢) まで。

雇用保険 高年齢者保険料免除について

毎年4月1日現在において満64歳以上の労働者については、雇用保険被保険者であっても雇用保険料が免除されます。免除申請は特にありませんが、労働保険料の概算・確定申告の際に、免除対象高年齢労働者については別途集計して申告します。

4月1日現在で	
64歳以上の方	64歳未満の方
保険料免除	保険料必要

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740 (担当/滝沢) まで。

平成25年度の健康保険料率～前年度と変更はありません～

平成25年4月納付分(3月分)の保険料は9.90%です。

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料(1.55%)が加わります。

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740 (担当/滝沢) まで。

高年齢者雇用安定法の改正（平成25年4月1日～） ～ 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止～

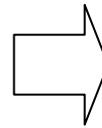
「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。

今回の改正で限定できる仕組みが廃止され4月1日以降からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

この改正は、定年の65歳への引上げを義務付けるものではありません。

但し、経過措置が認められています。平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合に適応されます。

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して



基準を適用することができます。

例えば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなければなりません。61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740（担当/山本、滝沢）まで。

雇用調整助成金の助成率が変更になります（平成25年4月1日～）

助成率の変更

1人1日あたりの上限額は、引き続き7,870円です。

【現行】

大企業：2/3（3/4）
中小企業：4/5（9/10）
（ ）内は「労働者の解雇等を行わない場合、障害者」の助成金です。

見直し

【4月1日以降の判定基礎期間から】

大企業：1/2
中小企業：2/3
「労働者の解雇を行わない場合、障害者の場合」も同様の助成金になります。

教育訓練(事業所外訓練)の助成金の変更

教育訓練を実施した時の1人1日あたりの加算額を次のように変更します。

【現行】

(事業所外訓練)
大企業：4,000円
中小企業：6,000円

見直し

【4月1日以降の判定基礎期間から】

(事業所外訓練)
大企業：2,000円
中小企業：3,000円

(事業所内訓練)
大企業：1,000円
中小企業：1,500円

変更なし

(事業所内訓練)
大企業：1,000円
中小企業：1,500円

「中小企業緊急雇用安定助成金」は平成25年4月1日以降「雇用調整助成金」に統合されます（助成の仕組みはこれまでと同様）。

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740（担当/山本、滝沢）まで。

～ 金融・創業・経営支援情報 ～

有利な国の制度融資 ～無担保・無保証人・低金利・保証料不要～
設備資金金利低減終了します。(H25年3月31日まで)
経営改善資金(マル経融資) **推薦案件の95%が貸付決定**

設備資金貸付金利 1.15%

- ・融資限度額 1,500万円 ・運転資金貸付金利 1.65%(3/1現在)
 - ・返済期間 運転資金 7年(据置1年以内) 設備資金 10年(据置2年以内)
- 詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740(担当/佐藤、山本)まで。

「金融円滑化法」終了に対応した県制度融資のご案内 経営改善資金(マル経融資)0.2%利子補給します。

新潟県では中小企業金融円滑化法による貸付条件の変更後も、業績が回復しない中小企業に対し、資金繰り支援による経営改善を促進するために、日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」に対する利子補給制度を3月1日(予定)より創設します。

マル経融資利子補給制度について

補給対象者:金融機関等より金融円滑化法による貸付条件変更を受けた実績があり、
当所による推薦を受けてマル経融資を実行した小規模事業者

補給対象資金用途:運転資金

補給対象期間:5年 申請先:加茂商工会議所

申請にあたっては金融機関等による貸付条件の変更実績の証明書が必要

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740(担当/佐藤、山本)まで。

無料専門家定例相談会のお知らせ **秘密厳守**

～税理士・弁護士・社労士・中小企業診断士による無料相談～

日頃抱えている経営上の問題、課題等について、専門的な知識や実務経験を持つ専門家による相談会を開催しています。

- ・税務相談 3月18日(月)・法律相談 3月19日(火)
- ・経営/創業相談 3月18日(月)・労務相談 3月19日(火)

いずれも10:00～12:00まで

3月15日(金)までにお申込みください(各日2名程度、先着順・完全予約制)

日程が合わない場合はご相談ください。専門家の日程を再調整いたします。

～金融定例相談もご利用ください。～

- ・日本政策金融公庫相談 3月12日(火) 10:00～15:00まで
 - ・新潟県信用保証協会相談 3月13日(水) 10:00～12:00まで
- 詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740(担当/佐藤、山本)まで。